

振動規制法に基づく規制地域及び規制基準

- 1 特定工場等において発生する振動について規制する地域は、第1表に掲げる区域とする。
- 2 特定工場等において発生する振動の規制基準は、第2表の左欄に掲げる区域の区分に従い、当該右欄に掲げるとおりとする。
- 3 府令別表第1の付表の1の規定により市長が指定する区域は、平成24年3月16日付け沖縄市公告（騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る公告）の第1表に掲げる区域のうち、次の各号に掲げる区域とする。
 - (1) 第1種区域、第2種区域及び第3種区域
 - (2) 第4種区域のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80メートルの区域内
- 4 府令別表第2の備考の1の規定により市長が定める区域は、第1表に掲げる区域とし、同備考の2の規定により市長が定める時間は、第2表の右欄に掲げる昼間及び夜間の区分に従い、それぞれ同欄に掲げる時間とする。

第1表

第1種区域		第2種区域	備考
第1種低層住居専用地域	第1種住居地域	近隣商業地域	別図のうち、実線で表示した区域
第2種低層住居専用地域	第2種住居地域	商業地域	
第1種中高層住居専用地域	準住居地域	準工業地域	
第2種中高層住居専用地域	字与儀の一部	工業地域	

備考

- 1 この表において、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定により定められた地域をいう。
- 2 別図は、省略し、沖縄市市民部環境課に備え置き、閲覧に供する。

第2表

左欄	右欄	
	昼間 (午前8時から午後7時まで)	夜間 (午後7時から翌日の午前8時まで)
第1種区域	60デシベル	55デシベル
第2種区域	65デシベル	60デシベル

備考

- 1 左欄の第1種区域及び第2種区域とは、それぞれ第1表に掲げる区域をいう。
- 2 第1種区域及び第2種区域の区域内に所在する第3項第2号に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準値は、右欄に掲げるそれぞれの基準値から5デシベルを減じた値とする。